

学校法人淳心学園利益相反マネジメント規程

〔平成 29 年 2 月 25 日〕
理事会規程第 62 号

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人淳心学園（以下「学園」という。）及び職員等が社会との連携を進めるために産学官連携活動等を行うに当たり、利益相反を適切に管理し、当該産学官連携活動等を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利益相反 教育及び研究に関する学園及び職員等としての責任と学園及び職員等が企業等との関係で得る利益又は責任が相反する次に掲げる状況をいう。
 - ア 職員等が産学官連携活動等によって利益（実施料収入、報酬、未公開株式等を含む。ウにおいて同じ。）を得る行為と学園における教育及び研究に係る責任が相反している状況
 - イ 職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負い、かつ、学園における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が相反している状況
 - ウ 学園が産学官連携活動等によって利益を得る行為と学園の社会的責任が相反している状況
- (2) 職員等 次条各号に掲げる者をいう。
- (3) 企業等 企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。

(対象)

第 3 条 この規程の規定は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 学園の理事・評議員（非常勤を除く。）
- (2) 学園の職員
- (3) 学園及び学園の職員が行う学外との共同研究、受託研究等に参画する学園の学生等

(設置)

第 4 条 学園に、利益相反に関する事項を審議するため、必要の都度、利益相反審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審議事項)

第 5 条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反の審査（北海道千歳リハビリテーション大学兼業規則に規定する兼業に係るものを除く。）に関する事項
- (2) 利益相反の管理に必要なルールの整備に関する事項
- (3) 利益相反を回避するための措置に関する事項

(4) その他利益相反に関する重要事項

- 2 審査会は、前項第1号の審査を行うに当たって、法令及び学園の諸規則に基づき、又は学園における教育及び研究上の責務が適切に果たされ、かつ、学園の社会的信頼を維持しつつ社会との連携活動を推進する観点から審査を行うものとする。
- 3 審査会は、前項の規定による審査の結果を理事長に報告するものとする。

(組織)

第6条 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（理事長が指名する者）
 - (2) 北海道千歳リハビリテーション大学の教員のうちから 1名
 - (3) 北海道千歳リハビリテーション大学産学連携研究センター長
 - (4) 学外の有識者（弁護士、弁理士等）のうちから 若干名
 - (5) その他理事長が必要と認めた者
- 2 前項第2号、第4号及び第5号の委員は、理事長が委嘱する。

(任期)

第7条 前条第1項第2号、第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第8条 審査会に委員長を置き、第6条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、審査会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第9条 審査会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、学外の有識者1名以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。
- 3 利益相反審査の対象となる産学官連携活動等に携わる委員は、その議事に加わることができない。

(代理者)

第10条 審査会への代理者の出席は認めない。

(委員以外の者の出席)

第11条 審査会が必要と認めたときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(利益相反監査室)

第12条 審査会に、次に掲げる業務を行わせるため、利益相反監査室（以下「監査室」という。）を置く。

- (1) 職員等からの利益相反に関する質問又は相談に応じるとともに、職員等に対し必要な助言又は指導を行うこと。
- (2) 第14条に定める自己申告書に関すること。
- (3) 利益相反に係る広報及び啓発活動に関すること。
- (4) その他利益相反の管理に関すること。

(利益相反アドバイザー)

第13条 室長は、学外の有識者又は監査法人等の職員を利益相反アドバイザーとして委嘱し、意見を求めることができる。

(自己申告書等)

第14条 産学官連携活動等に携わる職員等は、所定の時期までに、利益相反に関する自己申告書（以下「申告書」という。）を審査会に提出するものとする。

- 2 前項の申告書の様式は、審査会が別に定める。
- 3 産学官連携活動等に携わる職員等は、利益相反を回避するため、産学官連携活動等に関する報告書を監査室に提出し、利益相反アドバイザーから助言、指導等を受けることができる。

(措置)

第15条 審査会は、第5条第1項第1号に規定する審査の結果に基づき、職員等に対し、必要な勧告をすることができる。

- 2 審査会は、前項の勧告をした場合には、その内容を理事長に報告するものとする。
- 3 審査会は、第1項の勧告をした場合には、その後の状況について調査を行うものとする。

(情報公開)

第16条 学園は、職員等が第14条第1項の規定により提出した申告書に記載された内容等について、透明性を確保し、かつ、社会に対する説明責任を果たすため、個人情報に係る部分を除き、原則これを公開するものとする。

(庶務)

第17条 利益相反に関する庶務は、学園本部事務局が処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、利益相反の管理に関し必要な事項は、審査会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。